

国名	ハンガリー
公的年金の体系 保険料財源 税財源	<p>・被雇用者は賦課方式年金に加入する。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・強制加入 (◎)
保険料率	37.0% (雇業者27.0%, 被雇業者10.0%) (2016年) 2010年の制度変更に伴い、1998年に導入された積立方式公的年金への保険料が凍結され、その加入者が民間の年金基金に留まる手続きをとらない限り公的賦課方式年金に戻るようになった。年金保険料の上限はない。
支給開始年齢	65歳。2009年に男女共62歳になり、その後段階的に引き上げられ2022年に65歳になる予定。
基本受給額	2015年の一人当たり平均年金受給月額は10万7,082フォリント (約4万8,187円) であり、平均純賃金月額の66%に相当する。 ※2015年の平均レート (1フォリント=0.45円) で換算。 2016年1月末時点のレートは、0.43円である。
給付の構造	所得比例 年金受給額は、保険料納入期間及び1988年から退職時までの平均所得月額に基づき決定される。
所得再分配	賦課方式制度に所得再分配機能がある。
公的年金の財政方式	賦課方式⇒DB型
国庫負担	年金制度の財源は年金保険料であるが、不足分は国庫から補填される。
年金制度における最低保障	最低年金は2万8,500フォリントである。
無年金者への措置	ミーンズテストに基づく老齢給付が、公的扶助として税金から支給される。
公的年金と私的年金	公的年金を補足するものとして、任意加入の個人積立年金がある。

## ハンガリーの年金制度

佐藤嘉寿子（帝京大学沖永総合研究所助教）

### 1. 制度の特色

ハンガリーは、1989年の体制崩壊後、社会主義計画経済から資本主義市場経済に移行する過程で年金制度改革を行い、1998年にいわゆる「三本柱年金制度」を導入した。その第一の柱は従来の賦課方式年金、第二の柱は積立方式公的年金、そして第三の柱は任意加入の個人積立年金であり、第二の柱に積立方式の個人年金を導入した点が大いに注目された。第一の柱である賦課方式年金と第二の柱である積立方式公的年金が組み合わされた混合型を選択した場合は賦課方式年金と積立方式公的年金に同時加入し、第一の柱を選択した場合は賦課方式年金のみに加入することになった。しかし、2008年の世界的金融危機を経た後、2010年に政権復帰したオルバーン率いるフィデス政権によって、第二の柱である積立方式公的年金の保険料が凍結され、国家財政に移転されるという制度変更が行われた。事実上公的年金としての第二の柱は廃止され、2010年に三本柱年金制度は頓挫し、ハンガリーの年金制度は導入後13年目にして改革前の賦課方式のみによる公的年金制度に戻る事となった。同国の果敢な挑戦は、挫折という形で幕を閉じたのである。その後も、年金財政を改善すべく制度変更が行われている。

### 2. 沿革

ハンガリーの年金制度の歴史は古く、工場労働者を対象とする社会保険としての法定年金制度が確立した1929年にまで遡る。そして、その制度が社会主義時代を経てもなお、制度変更が行われつつ継承されてきた。以下では、ハンガリー年金制度が辿った社会主義時代以後の簡単な経緯を示すことにする。

1975年：現在の年金制度の原型である社会保険法により、国民の全ての階層に対して、統一された年金受給条件が付与される。しかし、この制度の普及により、ハンガリーの経済力水準と社会保障支出水準の格差が拡大し、経済の実態に比べて社会保障支出の負担が大きくなるという状況が

もたらされた。このことが、1990年代の一連の年金制度改革、そして1998年の新年金制度導入に至る要因になった。

1992年：社会保険基金が年金保険基金と健康保険基金に分離される。

1993年：新年金制度の第三の柱である任意加入の個人積立年金の基礎になる任意加入型年金基金に関する法律が制定される。しかし、この任意加入の積立年金は、あくまでも公的年金制度を補足するものであり、1997年までの公的年金制度は、1975年の社会保険法に基づく賦課方式年金であった。賦課方式年金の運用主体として年金保険基金自治管理機関（年金保険基金）が設立され、雇用者と被雇用者から成るハンガリー労働組合連合がその運営の権限を掌握した。その一方で、大蔵省の管理の下、職員が公務員でありかつ独立した公的行政機関として国家年金基金監督局も設立される。これが、後の金融機関監督庁になる。

1995年：財政赤字及び経常収支赤字に基づく内外不均衡の改善を目標とする経済安定化政策（いわゆる「ボクロシュ・パッケージ」）が導入される。

1997年：「個人年金と個人年金に関する法律」等、三本柱年金制度に関する一連の法律が制定される。

1998年：「三本柱の年金制度」が導入される。政権交代に伴い、年金保険基金が政府直轄になり、国家年金基金になる。

2010年：5月に政権を奪取したフィデス（フィデス—ハンガリー市民同盟）政権が、積立年金保険料の年金基金への移転停止及び被保険者の公的賦課方式年金制度への原則回帰に関する法律を制定する。この結果、第二の柱である積立方式公的年金の運用主体であった年金基金は事実上の閉鎖に追い込まれる。2010年11月以降、徴収される年金保険料は、その全額が公的年金の原資として国家年金基金に納入される。年金基金加入者は、2011年1月末

までに基金に留まる申請を行った人々を除いて、全員が賦課方式年金のみの加入者になり、手続きをしない場合は自動的に賦課方式年金のみに移行した。第二の柱であった積立年金に関しては、現在4社の年金基金が積立てられた年金保険料の運用を続けているが、現時点では新たな加入者を見込むことは現実的に不可能である。第三の柱であった任意加入の個人積立年金は変わらずに存続している。

以上の経緯を経て、2012年よりハンガリー年金制度は、現在賦課方式によってのみ運営されている。

### 3. 制度体系の概要

- (1) 被雇用者、共同組合員、学生、求職者給付受給者及び自営業者他、年金保険料納入者すべてが公的年金制度の加入者になる。
- (2) 公的年金制度の財源は主として年金保険料であり、不足部分は国家により補填される。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

#### (1) 給付算定方式

まず年金ベースとして、1988年1月から引退までの平均月額所得が算定され、インフレ率によって調整される。次に、保険料拠出期間に基づき受給年金額が算定される。保険料拠出期間15年で年金受給額は平均月額所得の43%、その後年金受給額は平均月額所得の2%ずつ増加する。保険料拠出期間が25年になると63%になり、その後は1%ずつ増加、保険料拠出期間36年で74%になる。保険料拠出期間37年以降は1.5%ずつ増加し、40年で80%になる。その後は2%ずつ増加し、50年間保険料を拠出すると、平均月額所得全額(100%)の年金が受給可能になる。所得ベースの年金及び最低年金に必要な保険料拠出期間は20年であり、一部年金の受給には15年の拠出期間が必要である。

#### (2) スライド方式

ハンガリーでは、1992年に年金の賃金スライド制が導入された。年金制度改革後は、2000年に純賃金70%、消費者物価30%のスライド制が導入され、

2001年に純賃金50%、消費者物価50%のスイス型スライド制に移行した。さらにその後、2008年の世界金融危機への対応から、2010年よりGDP成長率に合わせた方式になった。これは、GDP成長率が3%未満の場合は完全物価スライド制、3%以上4%未満の場合は物価上昇率80%と純賃金上昇率を20%反映、4%以上5%未満の場合は物価上昇率60%と純賃金上昇率を40%反映する。GDP成長率が5%以上の場合は物価上昇率と純賃金上昇率を各々50%反映するスイス型スライド制であった。2012年1月より、消費者物価100%のスライド制が導入されている。

#### (3) 年金受給開始年齢

年金制度改革前の年金受給開始年齢は、男性60歳、女性55歳であった。この年齢は、1998年の改革後に引き上げられて2009年に男女共62歳になった。同年、更なる段階的の引上げが決定され、2022年に男女共65歳になる予定である。

## 5. 負担、財源

ハンガリーの公的年金制度の財源は主として年金保険料である。保険料率は対粗賃金比で雇用者が粗賃金の27%、被雇用者は10%である。三本柱年金制度ではその財源不足を補填するため、賦課方式年金を管理する国家年金基金に国家財政からの移転が行われた。この移転比率は、2006年に年金保険基金収入の28%にまで達し、2010年には18.3%と決して低いものではなく、2010年移行の制度変更の要因のひとつになった。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

- (1) 賦課方式年金は確定給付型(DB型)である。積立方式公的年金は確定拠出型(DC型)であった。
- (2) 積立方式公的年金の保険料は民間の年金基金に積み立てられ、資本市場において運用されていた。2004年のEU加盟後、年金基金の証券投資に対する政府の規制が緩和されて全資産を株式に投資することが可能になったが、ハンガリーでは国債での運用が大半(2005年の年金基金のポートフォリオ構成において約73%)を占め、2009年に半分以下(約46%)になった。

## 7. 制度の企画、運営体制

現在の賦課方式年金の運営主体は、国家年金基金である。その前身である年金保険基金は、実質的に労働組合全国連合の管轄下にあったが、1998年5月の議会選挙の後、政権を掌握したフィデス政権によって、政府直轄になった。積立方式公的年金及び現在も存続している任意加入の個人積立年金の組織的実体である民間年金基金と基金資産の運営・管理に携わる金融機関は、金融機関監督庁の監督下に置かれていた。

## 8. ハンガリー年金制度に関する動向及び課題 (今後の見通し、評価を含む)

### (1) 新年金制度の注目点と実態

ハンガリーの三本柱年金制度は、積立方式公的年金を導入した点が注目された。その実態は、民間の年金基金に拠出される保険料が1998年に総保険料31%のうち6%、2010年には33.5%のうち8%であり、年金基金の資産運用成績は、2008年の世界的金融危機の影響を受けたものの、それほど悪いものではなかった。しかし、頻繁な制度変更を伴った三本柱年金制度は、ハンガリー国民が金融危機後もその存続を支持する程に魅力的なものではなかったと考えられる。

### (2) 頻繁な制度変更

ハンガリーでは、体制転換後の1990年に初の議会選挙が行われてから2010年までに政権交代が繰り返され、年金の制度設計に影響を及ぼしてきた。その結果、1998年の年金制度改革による三本柱年金制度導入後もその制度は頻繁に変更された。2003年にはボーナス年金ともいえる13カ月年金が段階的に導入され、頻繁な制度変更と共に年金財政悪化の要因になり、世界的金融危機勃発の翌年である2009年に廃止された。

また、民間の年金基金が積立方式公的年金の資産を運用する資本市場がハンガリーでは未成熟であることに加えて、世界金融危機の影響によって基金の運用実績が一時的に悪化するという事態がもたらされた。1998年の三本柱年金制度導入に伴う年金基金の資産運用によって国内の資本市場の活性化を持続

させようという政府当局の思惑が、当初の予想通りにはならなかったのである。

これらの理由から、1998年の年金制度改革に批判的であったフィデス政権が2010年に政権の座に戻った後に制度変更を行った結果、三本柱年金制度は挫折して改革前と同様の賦課方式の公的年金制度に回帰したのである。民間の年金基金で運用蓄積されていた第二の柱の積立金は、国庫に移され国債償還と対外債務の返済に流用された。その結果、ハンガリーの一般財政収支は改善したが、構造的な問題は解決されていないとしてIMFやEUから厳しい非難を受けた。その後も年金制度の変更が行われ、年金受給開始年齢前の退職者に対する年金支給が厳しく制限されている。また、第二の柱であった積立方式の公的年金（年金基金）に加入して保険料を拠出していたが、賦課方式のみの年金制度に戻った人々に対しては、2013年より積立てられた年金保険料のための個人口座を設定することになっていたが、未だ実現されていない。

現在のハンガリーの公的年金制度は賦課方式のみで運営され、それを補足するものとして任意加入の個人積立年金が存続し、いわば二本立ての年金制度であるといえよう。三本柱年金制度挫折の要因でもあった一般財政赤字は、そのGDP比が2011年には5.5%であったが、2012年からは2%台になり、2015年には2.1%にまで改善した。失業率も、2011年に11%、2013年までは10%台であったが、2014年には7%台、2015年には6%台になり、2016年1月には6.2%にまで低下した。公的債務のGDP比は、2015年に75.8%と高いものの、EU加盟後の課題であるユーロ導入に向けての国内的準備が整いつつあるように思われる。しかし、2014年の議会選挙で圧勝したオルバーン率いるフィデス政権には、依然としてユーロ導入に向けての意欲的な態度が見られない。年金制度が政治状況の影響を受けやすいことを鑑みれば、近い将来に少子高齢化を迎えようとしているハンガリーの年金制度がいかに維持されるのか、その制度の行方を注目し続ける必要がある\*。

\*一般財政赤字及び失業率はハンガリー統計局、公的債務についてはハンガリー国立銀行からの数値によるものである。

.....  
**参考文献**

ONYF (Országos Nyugdíjbiztosítási Főigazgatóság :  
Central Administration of National Pension Insur-  
ance) (2015), Portrait on the Hungarian social securi-

ty pension system, Budapest.

佐藤嘉寿子『年金改革の政治経済学：ハンガリー98年改革  
の挑戦と挫折』一橋大学経済研究所ディスカッションペ  
ーパーNo. B43, 2013年.